

飯塚市週休2日工事（建築関係）試行要領

1. 目的

本要領は、建設業における週休2日を推進するために飯塚市が試行する週休2日工事に必要な事項を定めるものである。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、通期の4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（工事請負契約に基づく完成通知書に記載の完成年月日）までの期間をいう。

(3) 対象期間外

- ① 年末年始の期間（12月29日～1月3日の6日間）及び夏季の期間（8月13日～8月17日のうち連続した3日間）
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事全体を一時中止している期間
- ④ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間（災害その他避けることのできない事由がある場合など）

(4) 現場閉所

現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。ただし、以下の作業等受注者の責によらないと判断できる場合において休日に作業を行った時は、監督員と協議し休日として取り扱うものとする。

- ① 災害時等緊急時に発注者が作業を要請した場合
- ② 巡回パトロールや保守点検
- ③ 現場管理上必要な作業を行う場合
- ④ 現場見学会等、現場を公開する場合等

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 通期の4週8休以上

通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数も含む。また、降雨、降雪、暴風等による予定外の現場閉所（現場休息）の場合も、週休2日の対象とすることができる。

(7) 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間の現場閉所日数÷（対象期間の日数－対象期間外の日数）

3. 対象工事

本要領の対象工事は、発注者が指定する建築関係（建築及び建築設備）工事とする。ただし、以下の条件に該当する工事は対象外とする。

- ① 緊急工事
- ② 災害復旧工事
- ③ 予定価格が200万円（税込）以下の工事
- ④ 単価契約で行う工事
- ⑤ 作業日に特別な制約がある工事
- ⑥ 工期が28日未満の工事や現場施工期間が28日未満の工事など、週休2日の取り組みに適さない工事

4. 発注方式

発注者指定方式（発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する方式）とする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、それら全ての工事について同一の方式とする。

5. 積算方法

(1) 補正方法

週休2日工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

通期の4週8休以上 1.02

※ 市場単価等は別紙1の率による。

(2) 積算及び変更方法

積算及び変更方法は「減額方式」とし、次による方法とする。

通期の4週8休以上を前提に、適正な工期の設定及び(1)により労務費を補正し、工事費を積算する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6. 週休2日工事である旨等の明示

発注者は週休2日に対応した工期を設定することとし、週休2日工事の対象であることを次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面（以下「現場説明書等」という。）への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合 : 入札公告及び現場説明書
- ② 指名競争入札の場合 : 指名通知書及び現場説明書
- ③ 随意契約の場合 : 現場説明書

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

① 工事着手前

- ・ 発注者と受注者は対象期間の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を、協議により決定する。
- ・ 監督員は、現場閉所（現場休息）予定日を記載した「休日取得計画・実績表（別様式）」を受注者より受領し、通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、「休日取得計画・実績表（別様式）」を作成する。

② 工事着手後

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所（現場休息）予定日を記載した「休日取得計画・実績表（別様式）」を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「休日取得計画・実績表（別様式）」の修正に当たっては、受注者間で調整を行うこととする。
- ・ 監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）日が記載された「休日取得計画・実績表（別様式）」により、月に一回、対象期間内の現場閉所（現場休息）状況を確認する。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所（現場休息）の状況確認のため、「休日取得計画・実績表（別様式）」に現場閉所（現場休息）日を記載し、月に一回、監督員に提出する。

③ その他留意事項

- ・ 発注者は受注者が週休2日を達成できるよう、4週8休を前提に適正な工期を設定する。したがって、週休2日を達成するための工期の変更は認めない。（受注者の責によらない場合を除く。）
- ・ 監督員は、緊急を要する事案等やむを得ない場合を除き、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 監督員及び受注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・ 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、同法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、監督員と受注者は、「休日取得計画・実績表（別様式）」を受注者から受領した際などに、統括安全衛生責任者である受注者が現場休息となる日における代理者について事前に調整を行う。（労働者数が常時50人以上の規模の建築現場の場合）

8. 工事成績評定

発注者は、受注者が週休2日工事を実施した場合、取組状況に応じ加点評価を行う。通期の4週8休以上を達成した場合、工事成績評定の「施工状況」の「工程管理」について原則 a 評価とする。

ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことができる。

なお、通期の週休2日を達成できなかった場合であっても、理由書（別様式）の提出のみで減点を行わない。

9. その他

（1） 週休2日工事の見える化

受注者は、「週休2日工事」である旨を工事看板等に明示する。

（2） アンケートの実施

発注者は、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するために、週休2日工事を実施した受注者へ工事完成日以降にアンケート調査への協力を依頼することができる。

（3） 週休2日実施証明書

発注者は、受注者から「週休2日実施証明書発行申出書（別様式）」の提出があった場合、週休2日実施証明書（別様式）を発行する。

（4） その他事項

この要領の定めのない事項や、すでに公告及び指名通知を行っている工事については、必要に応じて受発注者で協議し定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

表A-2 建築工事の補正率		通期の週休2日促進工事	
工 種	摘 要※	新営補正率	改修補正率
		仮設工事	物価資料
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既成コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ｶﾞﾗｽ）	市場単価	1.01	1.10
建具（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」:市場単価及び補正市場単価、「物価資料」:物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	配線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンドینگ	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材 工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト外、排煙ダクト外及び 低圧チャンパ-類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダクト等-等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22